

平成25年 2月27日

株主の皆様へ

アルテック株式会社

第37期期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成25年 2月27日開催の第37期定時株主総会の決議を経て、第37期期末配当を実施することとなりましたので、1株当たり 3 円の配当金のお支払いを平成25年 2月28日から開始させていただきます。

今回の配当金は、『その他資本剰余金』を原資としているため、「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を原資とする配当とは税務上の取扱いが異なるため、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

上述のとおり、今回の配当金は「資本の払戻し」に該当し、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご注意ください。

なお、株主の皆様が保有しておられる当社の株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、以下に記載の「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧の上、大変お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。

敬 具

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・ 今回の配当金は、『その他資本剰余金』を原資としているため、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。（「配当所得及びみなし配当」には該当いたしません。）
- ・ 配当所得に該当する部分の金額がありませんので、所得税等の源泉徴収はございません。また、確定申告における配当控除の対象にもなりません。確定申告の際はご注意ください。
- ・ 今回の配当金は、「資本の払戻し」に該当し、「みなし譲渡損益」が発生しますのでご注意ください。「みなし譲渡損益」につきましては、後記(2)をご参照ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ・税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当いたします。（みなし配当額は「0円」、純資産減少割合は「0.008」となります。）

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額 （「0円」）
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 （「0.008」）
③みなし譲渡損益（①-②）	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額

※なお、第36期（平成23年11月期）の配当において取得価額の調整を行った株主様は、実際の購入価額ではなく、調整後の取得価額を適用してください。

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりとなります。（純資産減少割合は「0.008」となります。）

1株当たりの 新しい取得価額	=	1株当たりの 従前の取得価額	-	1株当たりの 従前の取得価額	×	純資産減少割合 （「0.008」）
-------------------	---	-------------------	---	-------------------	---	----------------------

- ・証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。
- ・「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

※なお、第36期（平成23年11月期）の配当において取得価額の調整を行った株主様は、実際の購入価額ではなく、調整後の取得価額を適用してください。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.008 （小数点以下3位未満切り上げ）

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成25年2月28日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	該当しません

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.008
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	57,275,211円

2. その他の参考情報

今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず「その他資本剰余金」を原資とする）に伴い、株主の皆様が通常（利益剰余金を原資とする配当）と違う処理をしていただく事項について

1. 「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要となりますが、計算対象とする証券会社もごございますのでお取引の証券会社にご確認をお願いいたします。

- (i) 特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。
- (ii) 特定口座の(i)以外の口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため「確定申告」が必要となります。
- (iii) 一般口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため「確定申告」が必要となります。

2. 「取得価額」の調整が必要になります。

お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様のご事情によって異なりますことから全てを網羅するわけではございません。ご不明の点につきましては、末筆のご照会先までご確認くださいませようお願い申し上げます。

このお知らせは、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

なお、このお知らせは、当社ホームページ上にも掲載いたします。

掲載先：<http://www.altech.co.jp>

【本件に関するご照会先】

- (1) 株主の皆様の取得価額の調整に関する具体的なお照会
お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署にご相談ください。
- (2) 税務申告等に関するご照会、ご相談
最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。
- (3) その他一般的な事項に関するご照会
○三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
TEL 0120-232-711（フリーダイヤル）
受付時間 平日 午前9時～午後5時
(土日祝日を除く)

以上